

平成 21 年 5 月 28 日
株式会社日本政策金融公庫
中 小 企 業 事 業

ベンチャー企業向けハイブリッド型ファイナンス 日本公庫で初の適用

～ 新株予約権付融資と資本金劣後ローンを活用して、株式公開を目指す中小企業者を支援～

株式会社日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、中小企業事業において取り扱っている新株予約権付無担保融資と資本金劣後ローン（「挑戦支援資本強化特例制度」）を、福岡市博多区の五洋食品産業株式会社に適用し、平成 21 年 5 月 28 日、融資を実施しました。両特別貸付制度を同時に適用し、融資を実施したのは日本公庫で初めての取組みです。

新株予約権付融資（株式公開基準）は、当公庫（中小企業事業）のベンチャー企業等向け融資制度である「新事業育成資金」で取り扱っており、融資と同時に当公庫が新株予約権を取得し、事業に必要な資金を無担保で供給できることが特徴です。

一方、資本金劣後ローン（「挑戦支援資本強化特例制度」）は、新規事業や企業再建等に取り組む中小企業の財務体質の強化を図るために、資本金資金を供給する制度で、昨年 4 月より取扱いを開始したものです。本特例制度は、無担保・無保証人、融資期間 15 年の期限一括償還型で、融資後 1 年ごとに直近決算の成功度合いに応じた利率が適用されるほか、本特例による債務については、金融検査上自己資本と看做すことができ、また、法的倒産手続時は他の債務に劣後する等の特徴を有します。

このたび、五洋食品産業株式会社は、これら両特別貸付制度を組み合わせた公庫資金を活用することで、財務・資本金体質の強化を図ると同時に、新事業として「冷凍スイーツのブランド化展開と拡販」に必要な長期資金を導入することが可能となりました。

当公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後とも様々な特別貸付を推進し、中小企業者にとって効果的な資金調達を実現することで、株式公開を目指す中小企業者を積極的に支援していきます。

＜融資先の概要＞

企 業 名	五洋食品産業株式会社	代 表 者	舩田圭良（社長）
住 所	福岡市博多区東那珂 2-20-5	業 種	生菓子製造業
新事業の概要等	<p>新事業：新しい食文化カテゴリとしての冷凍スイーツのブランド化展開及び拡販</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、冷凍スイーツ（ケーキ等）を専門に手掛ける生菓子製造業者。独自の冷凍技術により、本物志向の冷凍洋菓子を開発・製造し、全国の生協やレストラン、ホテル等に販売している。 ・今回の新事業計画は、「いつでも食べられて便利で美味しい」という冷凍スイーツのメリットを最大限にアピールするブランド「SWEETS STOCK!（商標登録出願中）」を展開し、冷凍スイーツに対する一般消費者の認知拡大を図り、国内外の中食産業や小売市場向けに販売拡大をしていくもの。 		
当社へのお問合せ	TEL:092-471-6451 WEB サイト:http://goyofoods.co.jp（担当：舩田社長、藤管理部長）		

以上

＜お問合わせ先＞ 株式会社日本政策金融公庫 広報部
Tel: 03-3270-1266

「新事業育成資金」（新企業育成貸付）の概要

- ・ 融資対象 高い成長性が見込まれる新たな事業を行う中小企業であって、次の1～3の全てに当てはまるかた。
 - 1 新たな事業を事業化させて7年以内のかた。
 - 2 次のいずれかに該当するかた。
 - ① 成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けたかた。
 - ② 他の企業において活用されていない知的財産権を活用して行う事業、国の試験研究機関等の開発した技術の移転を受けて行う事業等、技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業を行うかたであって、一定の製品化及び売上が見込めるかた。
など
 - 3 将来性が認められ、円滑な事業の成長が期待できるかた。
- ・ 資金用途 新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
- ・ 融資限度 6億円
- ・ 融資期間
 - <固定金利型> 設備資金 15年以内（うち据置5年以内）
 - 運転資金 7年以内（うち据置2年以内）
 - <成功払い型> 7年（うち据置期間2年）
- ・ 融資利率
 - <固定金利型> 融資後5年目までは特別利率③、6年目以降は基準金利+0.2%
（平成21年5月28日現在、融資期間5年の場合1.15%）
※上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。
 - <成功払い型> 当初2年間0.3%
3年目以降は、成功度合いに応じた利率
※なお、担保をご提供いただかない場合は、所定の利率が上乘せされます。
- ・ 保証人 保証人（経営責任者のかた）が必要です。ただし、経営責任者のかたが信頼でき、一定の要件を満たす場合には、経営責任者のかたの個人保証を免除又は猶予する制度があります。
- ・ その他 当公庫では、融資後も、経営課題についてきめ細かいアドバイスを行います。

【新株予約権付融資（株式公開基準）】

申込企業が新たに発行する新株予約権を当公庫が取得し、必要な資金を供給する仕組み（新たに発行される普通社債の取得又は貸付けのいずれかによる）です。

- ・ 融資対象 新事業育成資金の融資対象先であって、融資期間内に株式公開を目指すかた。
- ・ 限度額 1億2千万円（本制度の貸付け及び社債の合計の限度額は6億円）。
ただし、取得する新株予約権については、原則として、取得時に新株予約権を行使したのとして算出した発行済み株式総数の50%以内とします。
- ・ 利率 基準金利（平成21年5月28日現在、融資期間5年の場合2.05%）
- ・ 償還期間 7年以内
- ・ 担保条件 無担保
- ・ 売却条件 当公庫は、新株予約権を行使せず、原則として、株式公開時に、時価で経営者又は経営者があつせんしたかたに新株予約権を売却します。

挑戦支援資本強化特例制度（資本性劣後ローン）の概要

- ・ 融資対象 直接貸付において、新企業育成貸付又は企業再生貸付（一部の制度を除く。）を利用されるかたで、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用又は雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組むかた。
- ・ 利用限度 1社あたり2億円
- ・ 融資期間 15年（期限一括償還）
- ・ 融資利率 貸付後1年ごとに、直近決算の成功度合いに応じて0.40%、5.30%、9.95%、の3区分の利率が適用されます
- ・ 担保・保証人 無担保・無保証人
- ・ その他 本特例による債務については、金融検査上自己資本と看做することができます。
本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します。

以 上